

2024 年度 第 1 回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2024 年 7 月 24 日（水）

愛知県障害者自立支援協議会

2024年度愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時 令和6年7月24日(水) 午後3時から午後5時まで

2 場所 愛知県自治センター12階 会議室E

3 出席者

内村紀子委員、江川和郎委員、大石明宜委員、神谷しのぶ委員、木本光宣委員、黒川高良委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、高木慶太委員、辻川幸博委員、坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、畑中彩那委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、山田法子委員、横関広子委員、渡邊久佳委員

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

鈴木会長

皆様こんにちは。鈴木でございます。本日はお忙しい中愛知県障害者自立支援協議会にご出席いただきありがとうございます。本当に毎日暑い日が続いています。一方で、沖縄の方は台風が来ていて大変みたいですし、北海道の方は川が氾濫しているというような状況で、何かあちこち気候が非常に複雑になっている感じはしますけれども、この協議会自体は、愛知県における障害のある方々への支援体制に関して課題を共有し、体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましては、この趣旨をご理解いただき、会議が充実したものとなりますよう、ご遠慮なくご意見をいただければと思います。

本日の会議の内容は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が1件、報告事項が6件となっております。会議の終了時間は午後5時を予定しております。委員の皆様方のご協力をいただきましてスムーズに会議を務めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

早速ですけれども議事に入らせていただきます。議題(1)のところでは、愛知県地域支援協議会専門部会の活動状況について、人材育成部会から始めたいと思っておりますので、小島部会長さん、よろしく願いをいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

人材育成部会

人材育成部会 小島部会長

人材育成部会の議題といいますか報告事項としては2点になります。1つは、県の障害福祉関係の研修の昨年度実績と今年度の予定について、もう1つが、県の人材育成ビジョンの見直しについてということになります。1つ目の研修の実績、予定についてですけれども、資料の方に、昨年度と今年度の実績予定のあらましを載せさせていただいております。

各研修の実施主体ごとに表記をしているのですけれども、昨年度については、この間もお話をしてくれているのでご覧になっていただくとして、今年度になって特に変わったところについてご報告をいたしますと、様々な研修が県の関係で組まれているのですけれども、特に資格取得をする関係の研修、相談支援専門員の研修ですとか、サビ管・児発管の研修について、昨年度までは、県の障害福祉課が直接研修を実施していた部分と、愛知県の社会福祉協議会が実施していたこの2つの実施主体で、資格職の研修を実施していたのですけれども、今年度に入りまして、サビ管・児発管の研修について、障害福祉課の方では担当しなくなって、県の社会福祉協議会と、それから東北福祉カレッジとありますけれども、新たな民間の業者さんなののですけれども、こちらの方でサビ管・児発管の研修、基礎研修・実践研修・更新研修すべて行うということになっています。そのように主体が変わったり、新たに加わったりというところが大きな変更点かなと考えているところです。

研修実績や予定についての委員からの意見としても資料にある通りなののですけれども、立ったところをご紹介しますと、例えば障害のあるお子さんの関係で、障害のあるお子さんだけが利用する放課後等デイサービスですとか、そういう障害福祉の関係のサービスだけではなくて、ここにありますように、放課後児童クラブといった障害のないお子さんもあるお子さんも利用するような場というものが増えています。そういう関係で、発達障害の受け入れの増加に沿って、研修の周知についても広げていく必要があるのではないかというご意見ですとか、地域移行地域定着に関する研修についてですけれども、今までは、医療関係、相談支援関係や相談窓口、ピアサポーター、行政といったところが対象になっていたのですけれども、実際に地域移行に携わる方々の声から、直接支援をする現場の職員の方にもぜひ参加して欲しいというようなお声も上がっています。

逆に虐待防止の研修ですと、制度上、各事業所ごとに研修が義務づけられるようになっておりますので、従来ですと、管理者だけではなく従事者向けの研修ということになっておりましたけれども、各事業所単位で研修することになっているので、そのあたりも対象者というものも県の研修としてまた考えていく必要があるのではないかというご意見、逆に県の研修を受講して、地域に戻ってまた養成研修ができるような内容にした方がいいというような意見も委員から挙がっております。

それから、報告事項の2つ目です。人材育成ビジョンの見直しについてですけれども、令

和元年にビジョンを策定しておりますので、そのまま5年以上が経過しているということになります。今年度いっぱいかけて見直していくという予定で、まずは変更点の洗出しのようなことをしております。見直しの内容として想定しているのは、市町村・圏域・県の役割ですとか、実施すべき研修のテーマを整理すること、市町村で研修を実施していないところ、以前から地域ごとに色々実施状況に差があるというお話はずっとあるんですけども、なかなか実施できていないところに対するフォローについてですとか、講師ができる人材の養成、オンライン形式の研修における課題の整理等々が内容として挙がっていて、それに対する意見の方を最初ですので、フリーに出していただいている状況です。

主だった内容として、例えば、分野の枠として、障害・高齢・児童というふうに表記しているのですが、昨今の状況を考えますと、子ども子育てという表現が妥当なんではないかですとか、事業所ですと虐待防止等と先ほど申し上げたような研修がありますので、このように義務化されている研修等一覧があると良いのではないかと、オンライン形式の研修というものも定着してきておりますけれども、一方で受講の仕方等々課題も挙げられておりますので、例えば効果測定ですとか、研修自体の評価の基準や基軸というものも整理していく必要があるのではないかとのご意見が出ております。

これはちょっと私自身の印象も含めての話になりますけれども、令和元年に人材育成ビジョンを策定した時点では、もちろん国の研修、県の研修、市町村の研修というふうに整理して、ビジョンを作成しているのですが、どちらかというと県の体制をどうするかということに比重が置かれていた印象があるのですが、先ほどの虐待防止の研修等々にもあるように、今非常に広がった障害福祉サービスの従事者の方々に、どこまでしっかりと研修の方を届けていくかということが、非常に強調されていますので、県の研修は県の研修で役割を果たしながらも、市町村単位で研修をやっていく重要性ということも、しっかりとビジョンの方に示していく必要があるのではないかとこのふうには思っておりますし、今後そういうことも含めてビジョンの見直しを図っていきたいというふうに思っております。報告としては以上です。

鈴木会長

はい。ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問ご意見はございませんでしょうか。松下委員、お願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。課題の1、課題の2それぞれに質問とそれから意見をお伝えできればと思います。

課題1ですけれども、下から2つ目の行ですけれども県の研修というのは、1つ前の虐待防止の研修を受講された管理者の方が、市町村に戻られて管理者を養成すると、こういう意味合いでいいでしょうか。ありがとうございます。管理者の方達の養成というのがかなり重

要であると福祉協会の中でもやっぱり話題になっておりまして、様々な研修をサビ管や現場の中核的な方たちが学んで、現場に戻られた後にそれを各事業所で実践ができるような体制を整えてくれているのかということは、管理者さんのやはり力量にかかってくるかと思しますので、そういう視点で考えると、虐待防止の研修だけに限らず、管理者の研修というのは重要だと思っておりまして、またこのあたりも議論の対象になるのかと思って伺いました。

意見になりますけれども、課題の1の委員の皆さん方からの意見の1つ目ですけども、これとても重要だと思うのですが障害福祉分野だけではなく、関連する子育て支援分野の機関や事業所等との関係性というのはとても重要になってくるかと思えます。研修内容を関係する事業者にも周知して欲しいということですけども、各圏域で障害児等療育支援事業が様々な研修を実施されているかと思えます。当法人でも実施しておりますけれども、保育園など、学校の先生方にはご案内をする機会がありますが、確かに放課後児童クラブ等々の関係の方々にはご案内しなかったなと思えます。このあたりはご案内の仕方は各市町村と調整が必要かと思えますけれども、既存のものを周知していくものは多分たくさんあるだろうと思しますので、障害児等療育支援事業、或いは市町村の自立支援協議会などで療育機関の見学会などもされているかと思うので、こういったものをうまく活用しながら、新しく何かを作るよりも既存のものをうまく活用していくという方向でご検討いただくと良いのかなと思えました。

研修ですけども東北福祉カレッジさんが参入されているということで、希望する受講者の方たちをしっかりと受けとめられる体制がこれで整ってくるのかと思うのですが、事業者が複数になってくるということはその内容の差異が出てくる可能性がありますので、この辺りを県として、或いは実施事業者同士、すり合わせや確認をやって研修の質の担保をしていくということも必要なのかなと思しますので、議論の対象になってくるかと思えたので、意見を付かせていただきたいと思えます。

課題の2ですけども、見直しの内容もこれもまたとても重要だと思っています。2つ目の点で実施すべき研修のテーマを整理するということですけども、やはり加減算に関係する、報酬に直接影響する研修は皆さん、積極的に各事業所から参加されますけれども、それ以外にやはり学んでいただきたいような研修を多分、各市町村の協議会だとか団体とかも実施されると思うんです。直接この人材育成ビジョンと関係するかどうかはちょっとわかりませんが、必ずしも報酬に影響しなくてもしっかりと福祉人材として育成していくような部分の研修にどうやったら送り出せるのかなということも、多分大きな課題になるかという風に思っています。現場での人材の確保が難しく、送り出す余裕がないという話もよく耳にしますけれども、ここをフォローできるような何か工夫を、これは私たち事業者も考えなくちゃいけないかなと思えますが、課題かと思えました。

3つ目4つ目の、市町村での研修が難しいところのフォロー、それからその次の講師をできる人材の養成というのはかなり連動しているかなと思しまして、これは各事業所の研修の

企画運営をしていく人材の不足というところも、1つ材料として考えていただく必要があるかと思いますが、市町村でそれぞれの地域の社会資源に応じた支援のあり方とか、マネジメント、ケースマネジメントのあり方っていうのは、おそらくそこに社会資源の差に、市町村ごとの差異が発生するだろうと思いますので、できればやっぱりそれぞれの地域の特色に応じた支援のありようとか連携のありようというものが学べるような講師の育成、それからそれを組み立てができるような研修プログラムの案みたいなのではないでしょうか。そういったものがあってもいいのかなと思いました。

最後です。オンラインですけれども、対面形式にかなり戻ってきているのでオンラインの必要性というものがだんだんだんだんと小さくなってきているところがありますが、課題は多分、オンラインの研修を実施したときのオペレーターの養成なんだろうというふうに思います。愛知県の福祉協会としても、コロナ禍の中でZ o o mを使ったオンライン研修のオペレーター養成研修ということを実施したことがありました。やっぱりこのあたりで次の人材育成するための企画運営ができる人材の育成ですね、ちょっと回りくどい言い方かもしれませんが。しかしそこができてないと多分次世代育成に繋がらないので、そういったところも、どういったノウハウがあれば、対面と遜色ないような、或いはオンラインだからこそその研修が組み立てられるのか、それを実施することができるオペレーターのありようというのはどんなものなのかっていうところを検討いただけるといいのかなと思います。福祉協会の方で今までやってきたこともありますので、ご協力できるところがあるかと思いますが、お声掛けください。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。いくつかご意見いただきましたけれども、小島部会長さんから何か一言あれば。

小島部会長

1つずつ、簡単にお答えをしていくと、放課後児童クラブ等のところについては既存の仕組みも利用するという事で、部会の委員のメンバーだけに限らず、そういう視点も持っていきたいなということと、新規参入された東北福祉カレッジさんのことについてもとりあえず今年度から改めてということなので実施状況をこちらでも把握しながら、質の担保ですとか、愛知県としての内容について検討していくというところは部会としてもしていかなければならないかなと思っていますところでは。

ビジョンの方については、研修のテーマの整理のこと加算研修なんかには偏らないということは、結局は地域の課題に応じた研修が必要だということだと思いますし、それがそのあとの資源の差ということにも繋がっていくので、そういう整理をしていきたいと思います。

オンライン研修についても、コロナは一段落していますけれども、実際にオンライン形式が残っていますし、その良さも色々認められているところでもありますので、そこはオペレ

ーターのことですとか、整理しながら検討していきたいというふうに思っております。
以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。その他ご意見ありますでしょうか。渡邊委員お願いします。

渡邊委員

渡辺です。今お聞きしまして、地域移行地域定着の研修の対象者を現場の職員にということが書かれていました。実は私、このことについてとてもいつも気になっていまして、もうこれが始まった数年前に研修を受ける募集があったときに、どうして現場の実際に地域移行を携わっているものが出ないのかということをお尋ねしたことがあったんです。その時の答えとしては、空きがあれば受けますよということでした。2年目も同じ募集でした。3年目も同じ募集だったんです。何回声を上げて、そこがうまくいかないということにすごい、ちょっと憤りを感じていたのですが、今日これを見てやっと1歩進んで、現場の声が伝わったのだなというふうに思ったのですが、実際に現場の声を吸い上げていただくってことをしていただきたいって思うことがよくあるんですが、今回のこれ多分届いてなかったからじゃないかと思うんですね。どういうふうにしていくと、現場の声、人材育成とか研修とか特に自分たちがやっていることですので、勉強したいっていう方たくさんいる中で、どうしたらそういうことが伝わっていく経路があるというのか、しゃべっていくといいのかってことを教えていただけるとありがたいなと思いました。

小島部会長

今回人材育成部会のご報告としては研修に関するものではあるのですが、実際には研修以外のことでもいろいろと現場の声ですとか、例えば利用者さんの声とかということも吸い上げていく必要性が大きいのではないかと思います。例えばですけども、地域の協議会ですとか、あとは県の会議に出ている人に何か伝えていくとか、ということが考えられるのかなというふうには思いますし、今回もこのご発言をいただいた委員さんも、ご自身も相談支援の業務に関わってみえる方で、自分自身もやはり、地域移行のときに誰を結局頼りにするかっていうと、やっぱり現場の職員さんとうまくやるかなというお声があつての、今回ご報告になっているものですから、何かそれぞれの地域ですとか団体ごとに通やすいルートみたいなのを見つけていただくと逆に人材育成部会としては、むしろ現場の声を是非お聞きしていきたいと思っておりますので、そのあたりどこに届けるかをご判断いただく面もあるかもしれませんけれども、参考までに挙げさせていただきました。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。各市町村に協議会があるものですから、そうすると協議会を通じてとか、或いは後ろの方に圏域のアドバイザーさんたちがいらっしゃるの、それぞれの地域の中で資源が少ないとか、或いはうちの地域では地域移行の研修を現場も含めてやって欲しいとかっていう、ある意味直接言っていただけると毎年いろいろ多くの研修を実施していただいていますので、そんな中に入れていただくっていうのもありかな、という風に思います。

時間の関係もありますので次の議題の方に移りたいと思います。地域生活移行推進部会の方で長坂部会長さんよろしく願いいたします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

では失礼します。第1回地域生活移行推進部会の中間報告ということで、本日差し替えをさせていただいた資料2をご覧ください。第1回の部会では主に地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実、グループホーム整備・運営支援制度について検討しました。恐縮ですが、基本的にはこの報告を読み上げるような形になりますので、よろしく願いします。地域生活支援拠点等の整備につきましては、第7期障害福祉計画では2026年度末までに各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーター等の配置支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築を進めるとともに機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとなっております。令和6年4月1日現在の地域生活支援拠点等の整備状況については、①の表の通り、54市町村で整備済みとなっております。次に②の表をご覧ください。第7期の障害福祉計画の方で新たに計画をされました、コーディネーター等の配置や支援ネットワークなどによる、効果的な支援体制等の構築状況です。第1の項目として、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図る、いわゆるコーディネーターを配置している市町村は、23市町となっております。

次に、2段目の項目については地域生活支援拠点等の役割を担う事業所等の登録だけでなく、その事業所等において、市町村及び拠点等との連絡及び調整に従事する者が配置されているかを把握する項目で、担当者が配置されていますと回答した市町村は14市町村となっております。

最後に3番目の項目については、地域生活支援拠点等の整備には実効性のある整備や機能充実が求められておりますが、現時点で効果的な支援体制や緊急時の連絡体制が構築できていますと答えた市町村は19市町に留まっております。

次に令和5年度事業に対する運用状況の検証検討については、③の表の通り、令和5年度中に評価済みが27市町村、令和6年度中に評価予定が27市町村です。

そして、各市町村における運用状況の検証及び検討を支援するためのツールとして、県、及び国の手引きがございます。その活用状況は④になります。

県が作成したものは 32 市町、国が作成したものは 30 市町で活用されています。また昨年度県が作成した、取り組み事例集については、活用予定を含めて 45 市町村で活用がなされております。委員さんからの意見としては、地域生活支援拠点等の主な 5 つの機能が整備されたからといって、障害のある方たちが地域で安心して暮らす上で支援体制が完成されているわけではなく、各地域の実情に応じて必要な機能の充実を図るべきであり、各市町村においてその役割を担うコーディネーターにどのような人材が配置されており、機能の充実等を図っているかを把握し、他の市町村へ情報提供することはどうかという意見がありました。

次に、グループホーム整備・運営支援制度についてです。本年度から、これまでのグループホーム整備促進支援制度という名称を変えて、整備・運営支援制度として、ホームの支援の質の向上により重点的に取り組んでいくこととしております。この制度では、グループホームの整備を検討している方や運営について不安を抱えている方を主な支援対象として、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、平成 26 年度から実施しております。現在 7 名の支援コーディネーターが配置されています。令和 6 年度はスタートアップ相談会、グループホーム見学会相談会、モニタリング調査等の事業を実施予定であります。また、令和 6 年度についてはコーディネーターを増員し、日中サービス支援型グループホームに対するモニタリング調査の実施を通して支援の質の向上を図ることとしております。ここに関してはこの後報告 3 のところで詳細が出てきますが、資料の 6 を確認して頂けると、わかりやすいと思います。

ここに対して、委員の多くの意見としましては、他の日中サービス支援型グループホームの状況やノウハウ等を知ってもらう機会として、グループホームの経営者に対して、令和 7 年 1 月 17 日に開催される今回のモニタリング調査に関する報告会へ参加してもらうよう働きかけてもらいたいといった意見や、臨時のコーディネーターを務める部会の委員、本日も地域アドバイザーとして、事務局側に座ってみえますが、その委員さんから、モニタリング調査の項目として、相談支援の訪問状況、外出支援の有無、訪問看護の連携の有無、服薬管理の状況、地域社会との繋がり等の状況を追加したほうがよいのではないかという意見がありました。

以上の 2 点につきまして、部会后、事務局との調整の中で今後の取り組みについて、方向性を検討しました。1 つ目の地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実につきましては、引き続き地域アドバイザーから市町村への助言や人材育成等の支援を行うとともに、県が市町村に対してコーディネーターの配置状況や業務内容等を把握する調査を実施し、第 2 回の会議でその結果について検討する予定となっております。

2 つめのグループホーム整備運営支援制度については、委員さんから出た意見を踏まえて、モニタリング調査の調査項目に追加して、8 月から 12 月にかけてコーディネーター及び、臨時コーディネーターさんが対象の事業所に訪問して、丁寧な聞き取りや支援上の不安点等について助言を行っていくとともに、第 2 回の部会においてその途中経過について、検討

することとなっております。以上で、地域生活移行推進部会の報告とさせていただきます。

鈴木会長

長坂部会長さんありがとうございます。ではただいまの説明についてご質問ご意見等ございますでしょうか。黒川委員、お願いします。

黒川委員

春日井市から来ました当事者の黒川と申します。グループホームに関してなんですけど、当事者として言いたいことがあって、恵っていう最近新聞で話題になった、グループホームがありますが、入所者のことをお客さんだとかって言うふうに言ってたとかいろいろぼろくそに新聞に書いてあったんですけど、グループホームを選ぶにあたって、できるだけ職員とか組織として、洗練されてないグループホームの方が、身体・知的の方はわかりませんが、精神障害の人にとってはものすごい居心地がいいんですよ。

何故かという、その整備されてない、システムティックにやれてない組織であればあるほど自由がきくので、いろいろ問題が起こるけどその場でこうちょっと争ったら大体みんな気がすんで事なきを得るっていう場合が結構多いので、そういう方が我々にとっては都合がいいと思っている人結構多いと思う。

それをこういうふう整備整備ってやっちゃうと、多分来られなくなっちゃう人が、結構出てくると思う。来られる人っていうのは、受験で選ばれた何かエリートみたいなそういうような感じになってしまうので、当事者の中のちょっとエリートみたいな、その中でもって言うふうになってしまうと、本当にそういう居場所がなくて困っている人に、サービスが提供できないようになってくるんじゃないかなってちょっと不安なんですけど。そういうこともちょっと考えていただきたいというのが僕の意見です。以上です。ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございます。長坂部会長さん、何か意見がございましたらお願いします。

長坂部会長

全く異論はなくておっしゃる通りだなって思います。ですので、このグループホームの整備・運営支援制度っていうところの中にも、当事者の方が助言するような、そういう風に参加してもいいのではないかと思います。現在、行政の方とベテランの支援コーディネーターの方たちで構成されている整備・運営支援制度ですけども、そういうところに、当事者の方の声が入るといいと思います。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。その他、ご意見等ありますでしょうか。松下委員お願いします。

松下委員

福祉協会の松下です。地域生活支援拠点の現状ということで、コーディネーターの配置状況をご報告いただきました。この4月1日現在ですので、まだ設置したという状況なのかなと思いますが、例えば今年度地域生活支援拠点等の機能強化加算などが出てきているので、各市町村でこういった加算をはじめ、どのような形でコーディネーターの方を配置ができてきているのか、或いは具体的なその課題に対してどのように動きをされたのか、先ほどもご報告あったように、その役割をお互いに補強していく必要があるのかなと思いました。

障害児等療育支援事業にも、コーディネーターと言われる方がいますけれども、事業の実施主体同士でコーディネーターが集まって、内容の確認をしたり、報告書をまとめたりということで県の方も取り組んでいただいているかと思うんですがそこまでいなくても、集まってしっかりと情報共有し、かつ現場に生かしていくというような形で、しっかりと体制を整える必要があるのかなということを改めて感じたことと、それからそれぞれの圏域のアドバイザーさんたちとの連携も多分重要になってくるのかなと思いますので、始まったばかりかと思いますが、先々の方向性としてそのこともご検討いただくと良いのかなというふうに思いました。

おそらくその市町村の課題があって、圏域の課題として考えなきゃいけないこともあるし、またその逆もあるかと思うので、それぞれ重要な役割を担っていただいている方同士の連携の機会を設けていただくと良いのかなと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。その他ご意見ありますでしょうか。では次に移らせていただきたいに思います。資料3、医療的ケア児支援部会に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

医療療育支援室 都室長補佐

事務局医療療育支援室から医療的ケア児支援部会の活動状況についてご説明いたします。7月2日に、令和6年度第1回医療的ケア児支援部会を開催いたしました。用いる資料は資料3でございます。今回の部会では、議題が1件、医療的ケア児者の実態把握について、それから報告が4件、こちらをです例年通り、県市町村の事業ですとか、医療的ケア児支援センターの事業等、ご報告をいたしました。今回の協議会につきましても、この議会のみをご報告、説明させていただきたいと思います。そのため資料3につきましては、前回の協議会の資料と基本的には概ね同様のものとなっております。

また、資料に入る前の説明が長くて申しわけございませんが、この議題としましては医療

的ケア児者の実態把握につきまして、これまでの流れでございますが、昨年度は支援部会の方で、医療的ケア児者の実態把握についての方針や方法を委員の皆様にお伺いいたしました。その結果ですね、令和元年度に行いました実態調査と基本的には同様のものとする事としまして、その方法としましては市町村を通して実施するという事となりました。この部会でのご意見を踏まえまして、今年度に入りまして、実際に協力をお願いします市町村に意見照会をいたしまして、調査票の内容・方法についての意見をもらいました。市町村からの意見も反映させたものを、改めて今回の医療的ケア児支援部会でお諮りしました。特にこの資料に対してのその方針方法の変更というご意見はございませんでした。

改めてこの実態調査についての内容についてこの資料でおさらいをさせていただきます。まず資料の左側の1、目的でございますが、目的としましては市町村の施策計画の基礎としていただくためのものがございます。2 調査時点は、令和7年5月1日時点でございます。3 調査方法につきましては、①調査票を県から市町村に、配布の様式をお示しする。それから②調査票配布、こちら市町村から、対象となるご家庭に直接もしくは事業所等関係者の方にご協力をいただいて配布をします。それから、調査票が届きましたご家庭につきまして趣旨に同意いただける方については、③市町村に対して調査票の返送をいただく、いただきます。それから④市町村において集計していただいた後に、個人情報を除いた状態で県に対して、集計と報告をしていただきます。それから、4 調査項目と5 調査対象につきましては、こちらは元年の調査と同様のものとさせていただきます。

この5 調査対象につきましては、前回のこの協議会で手島委員から、しっかりとその定義づけをすることで、それによって回答いただく方が迷わないようにされたいというご意見を賜りました。医療的ケアという枠の中に医療、支援、サービス、ととらえておりますけれども、一応その元年度の調査と、基本的には同様のものとするとしておりますので表記としてはそのまま同じ例はございますけれども、Q&Aですとか、補足などをお伝えして、回答しやすいように努めて参りたいと考えております。それから右側6 調査スケジュールでございますが、来月ぐらいをめどに、市町村に対して調査票等をお示しして、正式に依頼をしたいと考えております。その後、7年度に入ってから市町村において、調査を実施する、そうした流れを考えております。

7 その他の(2) 間連県スケジュールでございますが、この市町村からの集計報告を受けまして、7年度に県においてもその県全体を、市町村からの報告を集約させていただいて、8年度は県の次期愛知障害者福祉プランの策定年度に当たりますので、結果をこちらのプランの中に反映するという事を考えております。

繰り返しにはなりますが当部会では、調査票の表記等について、内容についてのご意見はいただきましたが、方針ですとか、内容についての変更に関わるようなご意見は出なかったものですから、今ご説明差し上げましたスケジュールで、引き続き進めて参りたいと考えております。以上でございます。

鈴木会長

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見等ございますでしょうか。江川委員お願いいたします。

江川委員

江川と申します。地域アドバイザーも務めさせていただいております。この医療的ケアコーディネーターの制度が始まってもう、約4年、5年弱かと思うんです。豊橋でも十数人ぐらい配置されているのかな。その中の何人かちょっと話す機会があったときに、このコーディネーター制度と、医療的ケア部会ができて、どう変わったかねって話をしたときに、確かにここにあるように、実態調査を踏まえて、医療的ケアが必要なお子さん等の実態はすごく把握できた。また医療機関との連携も進んできたという話を伺っています。ただ実際にこれ、この方たちが福祉サービスを使うとしたときに、使えるヘルパーは少ない。ショートステイに至ってはほとんどない。グループホームに至っては全くないという状況といたときに、ぜひこの医療的ケアの支援部会さんの方で、この把握が終わった次の段階としては、医療的ケア児者に対する支援者、支援事業所をふやすような、非常にハードルは高いと思うんですけども、県内での先進的な事例なり周知していただく、もしくは、他の都道府県、市町村での取り組みを調べていただいて、各市町村に情報提供していただくっていうようなところで、ぜひ次のステップとしては、医療的ケアあるお子さん大人の方もそうなんですけども、使える事業所を、支援策をふやすという取り組みに早く移っていただけると嬉しいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木会長

大石委員お願いいたします。

大石委員

医療的ケア児支援部会部会長の大石ですが、大変申し訳なく思っているんですけど、ショートステイ、私のところもやっているんですけど、看護師不足で今ショートステイ中止ということでございます。他の重心施設もショートステイをやっているんですけども、やはり職員不足でどこも苦しい思いをしながら、ショートステイを縮小してるといような状況で、重心施設だけが看護師が足りないのではなくて、基幹病院でも看護師が足りなくて、ベッド数を減らしているとか、あと今働き方改革も始まって残業の部分が厳しくなって、医者も残業できなくなっているとか、そういう部分もあって今マンパワーが医療業界で全く足りない。福祉業界も足りないのだと思うんですけども、看護師さんの数が全く足りない、あと支援員さんの数も足りないという状況でございまして、何とか打開しようとしているんですけど、募集はかけてもこないという状況が今続いているってことで大変申し訳なくは、思っています。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。事務局の方向かご意見とか、ありますでしょうか。

医療療育支援室 都室長補佐

ありがとうございます。ご意見を踏まえまして、また当部会からも出てきた結果をどのように活用するかというご意見も賜っておりますので、市町村からの報告集計終わりましたら、またそちらも踏まえて検討を進めて参りたいと考えております。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。先ほどの大石委員のお話は、多分どこの事業所さんもこれから先さらにどんどんどん苦しくなってくようなところがありますので、そこをどうしていかっていうところを本当に根本的にどう考えていかっていうことを知恵を出し合いながらやっていければなという風に思いますのでよろしく願いいたします。では次へ進めさせていただきます。

報告事項の方に移らせていただきたいと思います。報告事項6件ありますけどまず報告事項の1、愛知障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について。事務局の方からご説明をお願いいたします。

山本課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本です。報告事項(1)の愛知障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況についてについて説明させていただきます。失礼ですけど着座にて説明いたします。

資料4ページをご覧ください。愛知障害者福祉プランは、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画の3つの法定計画を、愛知県の一体的な総合計画として策定したものでございます。

この資料4ページは、このうち障害者計画に関する事項の進捗状況をまとめたものでございます。表の一番左上に項目、(施策分野)とし、この下に各施策分野を記載しております。2つ、右の欄に、県の現状値、(計画策定時の直近の数値)と、そのまた右に本計画の目標の数値を示し、さらにその右側に太枠で進捗状況、評価、取り組み状況、今後の取り組み方を記載しております。お時間の都合上主な項目のみ説明いたします。

表等の中ほど、進捗状況の進捗率の欄を上から下に見ていきますとすでにもういくつかの達成等記載のある施策もございますが、上から5つ目の項目、成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合では、計画の目標100%に対しまして、今年2月1日時点では、54市町村中43市町村の計画策定となっております、進捗率は79.6%となっております。

計画策定時と比較すれば増加しておりますけれども、策定できていない市町村は、マンパワー不足ですとか、ノウハウがないといった、体制整備が不十分な状況があると考えられることから、今後の取り組み方策といたしまして、市町村職員等を対象とした研修の開催や、制度の周知等を通して、意識向上を図るなどの引き続き支援を行うとともに、目標達成に向けた進捗管理を今後も続けて参ります。

また一番下、障害者スポーツ参加促進事業の参加者数は、本計画の目標は 650 人のところ、昨年度の進捗状況では 412 人で、進捗率は 63.4%でした。これは精神障害者の支援を行うスタッフの不足等により、昨年度、地域交流事業であるゲートボール大会の 1 競技が開催できなかったこと等によるものでございますが、2026 年のアジアパラ競技大会を初めとした、国際的なスポーツ大会の開催も迫っておりますので、引き続き障害者への理解や障害のある方の参加促進に努めて参ります。

次に 1 枚おめくりください。資料の 5 ページです。1 の (2) 障害福祉計画に関する事項の進捗状況でございます。表の一番左上の項目の欄に対して、その右、第 6 期計画の目標、進捗状況等の順に記載しております。一番上にあります、1①地域生活移行者数の増加でございますが、目標であった 2019 年度末から 2023 年度末における 4 年間の、地域生活移行者数の 142 人の目標に対しまして、現状では累計 116 人、進捗率 81.7%となっております。右側の評価分析の欄の参考の表、令和 6 年 3 月 31 日時点の施設入所者の状況を見ますと、昨年度末に入所されている方は、50 代以上の方や区分 5、6 の方の割合が多くを占めている状況で、地域移行は難しい状況ではありますが、この前の第 5 期計画である 2016 年度末から 2020 年度末までの 4 年間では移行者数 88 人、進捗率 49.7%であった実績を踏まえまして、着実に地域移行が推し進められている状況と考えております。

このため一番右の今後の取り組み方策の欄にあります通り、受け皿となるグループホームの整備・運営支援によりまして、住まいの場及び支援の質の確保、グループホームの世話人の確保等により、引き続き取り組んでいくとともに、県のプランの目標として今後も位置づけることにより、さらなる推進を図りたいと考えております。

続きまして 1 枚跳ねて資料 6 ページをご覧ください。(3) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。一番左上の事業名、及び指標に対して、その右の欄に 2021 年度から 2023 年度までの各年度の見込みと実績等を併記いたしました。いずれの指標も概ね見込み通りの実績を上げておりますところ、中段よりやや下に、要約筆記者養成研修事業、下から数えて 9 つ目の事業になりますが、それからその 2 つ下の盲聾者向け通訳介助員養成研修事業、下から 5 つ目の事業になります。またその 2 つ下失語症向け意思疎通支援者養成研修事業につきまして、例年ですと、10 人前後の参加実績となっておりますが、本県といたしましては、専門性の高い支援者等のさらなる養成を図るために、目標値としては 30 人から 40 人と設定してございまして、この結果としまして見込み比としては 50%以下という数値になっておりますが、引き続き事業の周知に努めるとともに、開催方法の工夫などによりまして、希望するすべての方がより受講しやすい研修となるように取り組んで参ります。

さらに1枚おめくりいただきまして、7ページの資料でございます。2の障害福祉サービス等の見込み量に対する利用実績でございますが、各障害福祉サービス等の2021年度から2023年度までの3年間の推移を比較できるようにまとめました。またその次の8ページはですね、各障害福祉サービス等の見込み量に対する利用実績の表でございますが、こちらは障害別の実績の内訳とともに、前年度の実績との比較ができるようにまとめたものでございます。ほとんどのサービスにおいて増加していることがわかります。

またこの表の一番上、訪問系サービスのところの表の中には、中ほどに見込み量と実績の他に、市町村における支給決定量の項目を新たに設けたところでございます。

この支給決定量につきましては例年調査していない項目でございますが、昨年度この自立支援協議会において、市町村の支給決定量を把握して欲しいという要望がございましたので、今回取り急ぎ訪問系のみ調査したものでございます。

この支給決定量の数値は見込み量と実績に比べると、大変大きな数値になっておりますが一部市町村の担当者にこの理由を聞きましたところ、訪問系のサービスでは、緊急時でも障害者の方々が支障なくサービスを受けられるように、実際に使うよりも多い支給決定をするという状況だということございまして、この支給決定量よりも実績が少ないことが必ずしも提供体制の制約によってサービスが提供できていないというような状況を表すわけではないということございまして。今後この訪問系サービス以外の日中活動系サービス等についても調査を行う予定でございます。

続きまして次の9ページは見込み量と利用実績を圏域別に分けた表でございます。またその次の10ページと11ページにつきましては、昨年度の各訪問系サービスにおける見込み量実績と、支給決定量を市町村別にまとめた細かい表となっております。居宅介護と重度訪問介護は10ページ、同行援護と行動援護、重度障害者等訪問支援は11ページにまとめております。

最後になります。12ページにつきましては障害福祉サービス等以外の見込み量及び実績となっております。概ね各項目で利用者数は増加しておりました。簡単でございますが説明は以上でございます。

鈴木会長

ありがとうございます。多岐に渡りますけれども、ただいまのご説明についてご意見ご指摘、コメントご質問ご意見等ございますでしょうか。山田委員お願いいたします。

山田委員

愛家連の家族会の代表で来ました山田です。5ページで、私は精神に基づいたとこだけちょっと注目して見させていただいております。真ん中の2番目の精神障害に対応した地域包括システムなんですけど、やはり病院と自宅ってとこで医療保護入院等々もありますのでなかなか家族からの脱却ってなかなか難しいことはよく重々承知しております。ただ精神病

床を早期にとにかく早く退院させたい、退院させるっていうところでは、非常にデータの的にはパーセントは上がってはきていますし、1年次の単位ってところでは相当上がってはきているのですが、あと進捗状況がですね、この棒線が引っ張ってあるものは何なのかっていうところを教えてくださいってということと、あとは愛家連、愛知県下でもやはり自宅か、それからやはり退院後の場所はどこかというところで家族会でも話し合っているのですが、多分名古屋市の家族会もデータを取って、私は中核市にいますのですが、中核市本当少ない人数でもやはり、どうしよう、どうしたら自分たちは安心しては生活できるかっていうところでは、やはり家族は、どっか支援事業所とかグループホームとか欲しいって言うのですが、当事者さんはやはり、さっきの黒川委員が言っていましたけど、もうちょっと幅広い許容範囲が広いようなところで、中核市の私どもも4割がやはり自宅に住みたいってところで言っております、それをどうするかってところで、やはり訪問支援、訪問看護、それからなかなか病院に行ってもなかなかグループホームも支援事業者さんがたくさんいますし、だからやはり愛知県はどうしたらいいのかというのがちょっと見えにくくて、全体的に言いますとやはり地域の方、地域包括ですとやはり在宅での見守りの方で、訪問の医療とか看護とか介護とかそういうものに持っていく方向と、グループホームを積極的に作ろうじゃないかっていう方向なのかがちょっと精神はなかなか見えにくいのですが。

やはり私個人もそうなのですが、それこそ医療改革の軸が来ていると思うのですが、兵庫県下の保健所長さんなんかは地域に根差して、ピアの人たちを上手に使いながら地域移行の方で支援して、当事者さんをピアさんたちが支援してそのバックアップに保健所なり、病院関係がいるってところでは、もうちょっと見直すところがあればいいかなと思っています。

最初にお話されたように、各市町における地域政策の手引きですが、これも県とか国の手引きよりもやはり県の取り組み事例がしっかりこれ出されていますし、各市町で、支援者さん支援事業者さん他ピアの声なんか聞かれているところは、展開は徐々にですけどされているなっていう気がしますので、成功事例として方向が見えてくる事例とかいうものもちゃんと報告していただけたらありがたいです。多分家族会とか、当事者の活動もどんどん、いろいろ展開をしていると思いますのでその辺も大いに利用しながら、医療者さんが少ない、支援者は少ないではなくてそういうピア活動を全体で考える時期も来てると思うんですけど各市町によって状況が違いますので、全体、全部をやるとは言いませんけど、やはり少しずつ達成できる部分を展開していただきたいなと思っています。

やはり入院から、もうそこあなたは自宅ですかグループホームですかっていうそういう場合に向けてのケアプランはもう10年前からもうできていると思うのですがその辺で、やはりここに書いてありますけど医師と福祉の連携に関する研修により、医療関係者に早期退院の啓発をとありますが、私は啓発よりも実践のところの事例を1つ1つ丁寧にやった方がいいと思っていますので、その辺で本当にコーディネーターの方とかも踏まえながら、当事者家族、支援事業者等の事例を少しずつ積み重ねていっていただきたいなっていう気がしております。以上です。

鈴木会長

貴重なご意見ありがとうございます。1つは棒線はなんだという話と、あとその他ご意見について、事務局の方よろしく願います。

医務課こころの健康推進室 安藤補佐

こころの健康推進室の安藤と申します。まずこの進捗率の棒線のところですが、こちら目標値に対する数値が国の集計・分析の結果ということで、データがまだ公表されておりませんので、こちらについては記載することができません。また、先ほどいただきました啓発よりも実践の事例が重要とか、そういった部分のご意見については、今後の参考にさせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございます。事例等が出てきたりしてきていると思いますので今後さらに積み上げていっていただければありがたいなというふうに思います。その他、辻川委員お願いいたします。

辻川委員

今年度から、愛知県精神保健福祉士協会の方から参加させていただいております辻川です。よろしく願います。

今のご意見についてですけど県の方のこの表の中でピアサポーターの養成研修等があるのですが、当協会の方で委託を受けさせていただいて、もう数年実施をさせていただいています。先ほどお話があったように兵庫県とか和歌山県のような形でピアサポーター、精神を対象にしているピアサポーターの方達は一対一で入院中の患者さんのところに向向いていって実際に、ご本人が体験したことをお話ししながら一緒に外出したりとかして退院に向けていく形をされてるところがあります。まだ愛知県ではそこまで進んでいない現状と、あと実際にそのピアサポーター養成研修、6ページの真ん中あたりにピアサポート養成研修受講者数というところで、定員よりたくさんの方が毎年参加をしていただき、実際に研修を受けていただき登録の形をとっています。この登録されている方たちが今、長期入院されている病院の方に向向いていって、その体験談のお話をさせていただく活動をしていただいているんですが、ちょっとコロナ禍の関係もあって、なかなかその回数が見込めてないところと、あとはまだコロナ禍がなくても、このたくさんの方が登録していただいているにもかかわらずその活動する場所がまだまだ少ないという現状があります。今年度から県の方にも相談させていただいて、この体験談を話す以外にいろんなところで、市町村とか保健所さんとか、研修であったり何かにピアサポーターとして参加していただくような形を今、お願いして実際にそういった動きができていかなと思っています。そのあたり補足をさせ

ていただきます。

鈴木会長

ありがとうございます。補足説明わかりやすかったかなと思います。その他はよろしかったですか。木本委員、お願いします。

木本委員

ユートピア若宮の木本です。支給決定時間を出していただいて、私のお願いを聞いていただいて感謝します。ありがとうございます。意見の前にまず前提として、グループホームとか整備されるなか、色々問題もあるとは思いますが、グループホームが終の棲家ではない。そこにずっと住みたい方はそれでいいのですが、地域を出たいっていう方は、あくまでも地域で生活できるように考えるっていうのは、社会の、僕たちが考えることであると僕は思っている。訪問系サービスって大きな柱になります。

居宅介護、重度訪問介護、とても大事なものです。これを見て、例えば、名古屋市だと居宅介護の利用率69.2%でした。重度訪問介護は73.7パーセント、さっきおっしゃったように保険もあるので。利用率は高くないですよということでしたが。名古屋市以外だと50%を切ります。保険と言ってもなかなか保険ですよっていうところでああそうだよ、というレベルでは僕はないような気がします。ちなみに支給決定で1週間の時間を5週計算するのでどうしても時間は多くなります。それを割り引いても88パーセントなのです。特に気になったのは、中核市の岡崎、豊橋は30%台です。これがどういうことなのかということはやはりちょっと調べていく必要が、保険なら保険でいいです。ちゃんと相談員と計画を立てて出していると思うので、把握はできるはず。結局地域では生きられなくなってしまうので。

ちなみに、同じ中核市の豊田は68.9%、これで多いと言っていいのか、同じ中核市の一宮、岡崎、豊橋と3万代の支給決定なのに、豊田は2万1千時間しか支給決定されていない、とみるのか、色んな見方がありますね。それをしっかりちょっと検証しないと、グループホーム以外の地域で住んでいるところがもう破綻していくと思うんです。早く手を打たないと、うちの事業所もやっていますが、ヘルパー探すのが一番苦勞するんです。それを皆さんはたぶんよく分かっているはずだと思うのです。僕らも頑張らないといけないけど支えきれなくなっているのは皆さんも多分分かっていると思うんです。そこを何とか知恵を出し合って、やっていこうと思わないと多分もう無理だと思います。

せっかく良いデータを出していただいたので、次に繋がるようデータをもうちょっと洗い出していただいて、何か手を打つ光を見出していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

鈴木会長

ありがとうございます。事務局の方向かご意見・ご回答あれば、お願いします。

障害福祉課 西川担当課長

障害福祉課担当課長の西川と申します。大変、何と申しますか重い課題でございまして、この場でこう申しますというようなことがなかなか、申し上げられないのですが、木本委員ご指摘の通り、やっぱり市町村の人口規模に比べまして、支給決定量、或いは実績、連動しておりません。それぞれ別な動きをしているなというのがこのデータから私どもの県の印象でございまして。ですので、それが支給決定に関する保険の取り方っていうその市町村ベースの実務の傾向にあるという点も一定数あるかと思いますが、ただ、やはりそれにつきましてもその実績というのものも、人口規模に全く比例していないというデータになっておりますので、そういったことについては地域におけるサービスの量が足りていないがゆえに、利用ができていない部分も、かなり複雑に絡み合った結果がこれだろうという風に考えております。

今後に向けてですね、何らかの方策を我々が考えていかななくてはならない。全くおっしゃる通りで反論の余地が無いわけですが、まずこの中身の方、もう一旦整理するところがあるかなと思いますので、これを何とかしていくって話は1つには地域の課題がありますが、それよりもやっぱり全体的な国のレベルでの対応が求められる部分も出てくるかと思っておりますので、国に対する要望の元になるデータという点で、ある程度精度のある調査をしていけるのかどうかということを含めましてですね、検討したいと思っております。

これ市町村に協力していただかないと出てこなかったデータなので、支給決定を調べると市町村の方に、いろいろ迷惑をかけてですね、尽力いただいた結果でございまして、そういうデータを生かして使えるように、いろいろ考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

鈴木会長

ありがとうございました。多分、当時アンケートみたいなものが昔あったと思いますけどもいうところで本当に足りているかどうかっていうことであったりとか、或いは事業所さんとかヘルパーさんたちの具体的な今の状況と声とかっていうのが、何らかの形で上がって本当にその声自体が上がってくるっていうことが非常に重要なと思いますし、多分本当にそれぞれのところで苦労されていると思いますので、全体で皆さんで検討していければいいかなと思いますのでよろしく願いをいたします。手嶋委員、どうぞ。

手嶋委員

手嶋です。要約筆記者養成研修並びに盲ろう者向けのいわゆる数値目標の件でご説明をいただいたわけですが、1点ちょっと教えていただきたいことと1点お願いです。

1点は、この要約筆記者養成者研修の実態を多分多くの方が存じ上げないのではないかなと

思っております。具体的にどれほどの時間数が必要な研修で、そのあとどのように、例えば登録するための試験が行われているのか。私は専門ではないのでわからないのですが私の記憶によると、かなりハードルの高い研修ではなかったかなというふうに思いますので、一般的にヘルパーを養成するとかいうようなレベルの研修ではなく、この人数になってしまっている研修なのか教えていただきたいなということが1点、もう1点は、いわゆる利用が伸びないってのは使い勝手の部分があるのではないかと思っております。当事者の方が実際どういったときにこれが使えるんだというところがあまり周知されていない。もしくは、市役所の窓口で相談に行ったとしても、なかなかそのあたりの情報提供が、当事者の方にされていないのではないかというふうに思います。

こちらの方の説明だと、障害者団体等の会議等の要約筆記が派遣できますよ、例えば盲ろう者の通訳の介助者の派遣だと、コミュニケーション及び移動支援を行うときに派遣できますよっていうふうな形で、具体的にどういうときに使えるのかってところが当事者の方達に伝わっていないのではないかということが私の中で心配で、このメンバーの中にもその辺りの知見のあるメンバーが入っておりません。ぜひ、可能であれば次回のときで構わないので、確かこの研修をお引き受けいただいているのが、あいち聴覚障害者センターさんかと思うので、ぜひそのセンターの方に今の課題あたりを聞き取りしていただいて、どうしてこれだけ伸びないのか、使い勝手含めて、利用者がどうして伸びないのか辺りを、1度調査いただけないかなってというのが私の希望であります。

最後ですけれども、この障害者団体等の会議の派遣、あとはコミュニケーションの派遣といったときに、今年度から皆さんご承知の通り障害者差別解消法で合理的配慮の提供が義務化されております。実際、こちらの要約筆記なり、コミュニケーション支援っていうのを、事業所側の責任で対応しなければいけないのか、利用者側が何らかの形で要請をしてこの派遣事業で対応していただけるのかってところの難しさってというのがですね、事業所の方にとっても非常に出てきているのではないかなと思いますので、ぜひそのあたり1度ご精査いただいてまた情報を教えていただければと思います。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。事務局から回答よろしいでしょうか。

久野担当課長

ご意見ありがとうございます。障害福祉課担当課長の久野でございます。今のご質問の1点目の要約筆記者の養成研修の関係なんですけど、ちょっと今手元に資料がありませんので、具体的な講習の内容ですとか期間につきましては、改めて資料として提供させていただきますと思っております。

それから、こちらの要約筆記以外にもそうなのですが、この意思疎通支援者の養成派遣研修につきましては、資料でございます通り(3)ということで、県の地域生活支援事業という形で実施をさせていただいているものでございます。県で行っている意思疎通支援者

の養成と派遣の事業に加えまして、各市町村が実施主体となって行っている、意思疎通支援者の養成と派遣事業がございます。県といたしましては、複数の市に跨るようなものですか、専門性が高く、市において事業が実施困難な支援者の派遣事業に関して、要請があれば支援者を派遣するという事業を実施をさせていただいております。毎年県が見込み量を出させていただいているのですが、なかなか実績が届かないところがございます。ちょっと大変申し訳ないのですが、実際見込量に対してその実績が伴わないことによってですね、実際に現場、派遣を必要とされている当事者の方に不利益や不都合が生じているのかというところがちょっと実際は県でも把握できておりませんので、手話通訳、要約筆記に関しましては愛知県聴覚障害者協会の方に委託をして実施しておりますので、実際どうなっているのかというところの確認はさせていただきたいと思っております。

それから、今年度から法改正によりまして、合理的配慮の提供が事業者にも義務化されたというところがございます、こちらに関しても一部現場で様々なご意見ですとか、混乱が生じているということは聞いているところがございます。この合理的配慮に関しましては、ご存じかもしれませんが、環境整備という形で社会全体で対応するものではなく、一個人、障害のある方、当事者が、例えばその事業者に対して合理的配慮の提供を求めた際に、その当事者と事業者の方で話し合いをしっかりとさせていただいて、どのような配慮ができるのか、といったようなところを、話し合いによってですね、可能な限り、提供可能な配慮をしていただくというところが義務化をされたところがございます。

一方ですね、養成者、支援者の派遣に関しましては、これは地域生活支援事業の1つとして、県ないし市町村が実施をしているというところがございますので、障害のある方が、日常生活の中で必要であるということで市町村に派遣を要請されれば、市町村で派遣できる対象が異なっているので一律どこの市町村も同じというわけにはいかないんですけれども、要請があれば、まずは市町村で対応するということだと思います。

例えばなんですけど、こういう事業を知らない方がいたとして、各事業者、企業が行っているようなセミナーとか研修会に直接当事者の方が参加申し込みをされて、要約筆記を手配してください、手話通訳者を手配してください、いうことを市町村を通じずに事業者に直接依頼された場合は、これは事業者からの合理的配慮の提供の義務が法律上はありますので、その際には、対応可能であれば事業者の方に対応していただくことになるかと思えます。ただ、事業者で手配が難しいですとか、様々な出来る出来ないの対応の差がありますので、そういったときは聴覚障害者協会なり、お住まいの市町村に御相談いただく形で対応していただいていると、県としては認識をしております。ただ、これも実態は実際調査しているわけではございませんので、この辺も含めて、改めてまとめて御報告をさせていただきたいと思っております。

鈴木会長

ありがとうございます。ちょっと情報収集をしていただいて、また、こちらの方でご報告

いただければと思います。ではですね先へ進めさせていただきたいと思います。報告事項が2から6になります。事務局から一括して説明の方をお願いします。質問の方は後程まとめてお受けいたしますのでよろしく願いをいたします。

山本課長補佐

地域生活支援グループの山本です。私から、報告事項(2) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況及び、(3)、グループホーム整備・運営支援制度事業実施計画をまとめて説明いたします。お手元の資料5、13ページをご覧ください。

障害者相談支援アドバイザー会議は7月5日に開催いたしました。議題3つございまして、議題1として、株式会社恵の行政処分に伴う入所者支援を取り上げました。こちらはその後報告事項(6)にて詳しく説明する。株式会社恵に係る行政処分等につきまして、グループホーム利用者の支援のあり方について、意見交換を行いました。主な意見としまして、下の箱の2つ目の丸、利用者支援の視点からは、意思決定支援会議においてアドバイザーも混ざったり、厚生労働省の意思決定支援ガイドラインを活用するための方策も必要。3つ目、地域アドバイザーが今回の件で助言を行う際に、市町村がアドバイザーに転居先の調整を丸投げするようなことのないようお願いしたい、市町村地域アドバイザー事業所間の役割分担について示されたものが必要などのご意見がございました。

議題2としまして地域生活支援拠点等の整備状況及び運用状況の検証、検討状況を、それから相談支援体制の現状等について報告いたしました。基幹相談支援センターの指導助言件数などについては市町村によってばらつきがございまして、質問の内容の受け取り方に差が出ないようにしてほしいというようなご意見がございました。地域アドバイザーと連携しながら相談支援体制の整備に向けた働きかけを進めて参りたいと考えております。

議題3として、令和5年度地域アドバイザー事業の取り組み状況取り上げました、アドバイザー会議の活動状況は以上でございます。

続きまして1枚おめくりいただきまして報告事項(3) 令和6年度グループホーム整備・運営支援制度事業実施計画を説明いたします。資料6、14ページをご覧ください。

本事業は平成26年度から実施しております。事業名称は昨年度までグループホーム整備促進支援制度としておりましたが、昨今のグループホームの運営の質についても支援が必要との状況を踏まえまして、今年度から、グループホーム整備・運営支援制度と改称し、グループホームの整備促進に加え、運営の支援の質の向上も目的として実施することとしております。

1事業内容をご覧ください。スタートアップ相談会は6月14日に開催いたしました。内容に記載した通り午前中に支援コーディネーターによるグループホームの基礎やビデオ上映会、行政による指定手続きや監査などに関する講義を行いました。35名の方にご参加いただきました。午後は1グループ、5人程度にわたりまして支援コーディネーター7名によって相談会を行いました。皆さん熱心に質問されておりました。

次に、9月から10月上旬にかけてはグループホーム見学相談会を合計8ヶ所、現地にて開催する予定でございます。また、その他にグループホーム相談会では、1月24日、既設事業者を対象として、利用者への支援方法ですとか虐待防止の取り組みなど、グループホームの質の向上に向けた相談会を開催したいと考えております。

この他モニタリング調査といたしまして、従来前年度に開設した新規のグループホームに対するモニタリングに加えまして、今年度は県内すべての日中サービス支援型グループホームを対象とした、モニタリングを実施することとしております。詳細は次の資料で説明いたします。今後の事業スケジュールは下の表にある通りでございます。

続きまして15ページをご覧ください。令和6年度日中サービス支援型グループホームに対するモニタリング調査の概要でございます。左上(1)調査対象は今年度、県内に所在する日中サービス支援型グループホームで、(2)面談者は、各グループホームで現にサービスを提供している世話人や、サービス管理責任者等でございます。(3)調査方法は、①事前の紙による事業者へのアンケート、②その後のコーディネーターによる現地での面談によるモニタリング調査でございます。③面談結果は、各コーディネーターから県に報告していただき、④で、その調査結果は、1月17日に報告会として、グループホーム職員や経営者も一堂に会した場で開催いたしまして、その場で情報共有を図る予定でございます。また⑤として調査結果は、年度末に県のホームページで公表する予定をしております。資料右側ですけども、2、支援コーディネーターは経験豊富の方として現在計19名の方に委嘱しております。年間スケジュールは3の表の通りでございます。

最後に1月17日に調査対象であるグループホームの職員、経営者の方にも参加していただいて、調査報告会を開催する予定でございます。

続きまして次の16ページ。令和6年4月1日時点の県内の日中支援型グループホームの事業所数でございます。ここでは東三河北部圏域を除く10圏域の26市町において、合計77の事業所がありました。また4月以降も指定申請等あって増加している状況でございます。比較的都市部に多い傾向が見受けられます。

最後となりますけど、次の17ページ及び18ページにおきまして、このモニタリング調査で使用する調査項目を取りまとめました。この調査項目につきましてはすでに先ほどの地域生活移行推進部会を初めとして、障害者相談支援アドバイザーですとか、グループホーム支援コーディネーターの方々の専門的な観点からご意見をいただいて、反映させたものとなっております。この17ページは事前アンケートの調査項目、18ページは支援コーディネーターによる現地聴取の調査項目となっております。説明は以上でございます。

愛知県教育委員会特別支援教育課 成田指導主事

続けて失礼いたします。愛知県教育委員会特別支援教育課の成田と申します。今回の事業に対しましてご理解ご協力ありがとうございます。では19ページ資料7について説明させていただきます。

第二期、愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について抜粋して説明をさせていただきます。まず、1の幼稚園、保育所等、小中学校高等学校の状況について説明いたします。1の(2)特別支援教育、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上についてご覧ください。通常の学級に在籍する支援指導を必要とする幼児児童生徒の作成率について、現在60%程度というふうになっております。今後、愛知県教育委員会が発行している、小中学校個別の教育支援計画作成ガイドブックの内容を職員に周知するとともに、作成した計画の活用を図ることで、その重要性を実感できるように働きかけていきたいと思っております。また、個別の教育支援計画啓発リーフレット、「支援がにつながる個別の教育支援計画を始めましょう」を保護者や担任の先生等に活用していただき、作成や引き継ぎに関する理解を得ることができるよう促して参ります。

続いて、2(1)研修の充実をご覧ください。特別支援教育に関する研修の参加については、通常の学級担任を含めたすべての教員が適切な支援指導を行うことができるように努めております。引き続き研修への参加を促して参ります。

続いて、3番、教育諸条件の整備のところをご覧ください。(1)小中学校への特別支援学級の設置についてです。設置学級数は、小学校も中学校も年々増加しております。特別な支援を必要とする児童生徒本人保護者の意見等を踏まえて、障害者に応じた支援指導を行い、教育的ニーズにこたえられるように、今後も適切な設置を進めてまいります。さらに(2)高等学校の通級指導教室の設置につきましては、設置校数の拡大に取り組んでおります。今後も必要な環境等の整備の充実を図って参ります。

愛知県教育委員会特別支援教育課 加納主査

次に20ページ2の特別支援学校の実施状況について、特別支援教育指導グループの加納からご説明いたします。着座にて失礼します。まず、1の(2)の医療的ケアの充実についてです。各学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の増加とともに、医療的ケアの内容についても、複雑化、多様化、高度化しているため、適切な医療的ケアが実施できるよう、看護師の増員を図っております。

次に、専門性の向上についてです。特別支援学校教諭等免許状の保有率100%に向け、免許状を保有している教員すべてに対して、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や大学の公開講座などを受講して、早期に免許状取得するよう強く指導するとともに、引き続き大学の公開講座などを受講して、早期に免許状取得するよう強く指導するとともに、引き続き、愛知教育大学を初め、県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、速やかな免許状取得に向けた環境づくりに努めています。

3番をお願いいたします。令和6年4月に岡崎特別支援学校の安全対策と、学習環境の改善を図るために、本宿町から美合町に移転開校をいたしました。

4番、就労支援の実施状況についてです。平成27年度から配置を進めております就労アドバイザーにつきましては、令和4年度に1名を増員し、5名の配置となり、新たな実習先

や就労先の開拓、企業等とのよりよい連携のあり方について、専門的に取り組んでいます。また知的障害特別支援学校の就労支援の充実を図るため進めていた、知的障害特別支援学校高等部への職業コースにつきましては、令和 4 年度に開校しましたに~~し~~お特別支援学校を含め、知的障害特別支援学校の高等部において設置が完了し、職業教育の充実を図っております。

最後になりますが冒頭でもお話しましたが、第二期、愛知県特別支援教育推進計画の計画期間が満了したことから、令和 6 年 2 月に特別支援教育の新たな指針となる第三期、愛知県特別支援教育推進計画、通称愛知繋がりプラン 2028 を策定いたしました。第三期推進計画では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応を基本的な考えとして、取り組みを進めていきます。今後本推進計画に基づき、愛知県の特別支援教育の一層の充実に向けて着実に取り組んで参ります。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

愛知県労働局就業促進課 石井主査

労働局就業促進課園田に代わりまして石井です。愛知障害者雇用総合サポートデスクについて説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

あいち障害者雇用総合サポートデスクは、愛知県と愛知労働局が一体となって、採用から職場定着まで一連の支援を行う企業向け相談窓口として令和元年 5 月に開設され、法定雇用率達成に向けて支援を実施しております。令和 5 年度、2.3%に対して 2.28 と少し下回る形でしたが、依然、愛知県の中で法定雇用率は右肩上がり更新している状況でありますので、引き続き法定雇用率達成に向けて推進して参ります。

サポートデスクにおける主な事業内容についてですが、相談窓口の設置、運營業務としまして、全般的な相談、助言情報提供等を行っております。その他、就労支援者の養成として、スキルアップ研修、障害者就業・生活支援センターの担当者向けのスキルアップ研修、企業の中で援助していただける方の養成研修、これが新規と書いてありますがすいません、令和 5 年度における新規ですので誤りとなっております。

他に、あいちジョブコーチの派遣、障害者雇用 P R 動画の作成を行っておりまして、令和 6 年度、本年度につきましては、雇用率向上に向け、ワークショップを実施し、同業種の企業間の横展開により、法定雇用率向上に向けた交流勉強会を本年度は開催し、実施していきます。

昨年、令和 5 年度サポートデスクの利用件数につきましては、6678 件で、半数以上が職場実習に関する相談でございました。本年度、令和 6 年度につきましては、5 月末時点ですが、925 件の相談がございまして、そのうち実習に係る相談が 597 件、業務に関してが 20 件、雇用採用等につきましては 280 件、職場定着の相談については 28 件でございます。

前回の協議会であいちジョブコーチの派遣回数についてご質問がありましたが、6 月末時点で年間 120 回の目標に対して 28 件の利用となっております。

以上です。

障害福祉課事業所指定第一グループ 黒野課長補佐

障害福祉課事業所指導第一グループの黒野と申します。私からは報告事項の6番、「株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所への行政処分等について」に関しましてご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料につきましては資料9、22ページになります。新聞等でも報道されておりますが、株式会社恵につきましては東京に本社を置きまして、グループホームなどを全国で運営しております。県内には27ヶ所の事業所、グループホームがございます。2022年5月に岡崎市が行いましたグループホームへの実地指導におきまして、食材料費の過大徴収が確認されたとの情報提供が本県にございまして、その後県と名古屋市、中核市が連携しまして、食材料費の過大徴収や報酬の不正請求の調査を進めまして、2024年6月26日に県及び政令中核市におきましては、県所管の13事業所をはじめ、それぞれの所管する全グループホームに対し、行政処分を行いました。

合わせまして同日付で、資料にはないんですが厚生労働省は、食材料費の過大徴収につきまして、株式会社恵の組織的な関与を認め、同社及び同社の役員等が事業所の指定更新及び新規の指定を受けられなくなる、いわゆる全連座制を適用することを、自治体に対して通知しております。

資料9のこちら22ページ、一覧なのですが、県内におきます株式会社恵が運営するグループホームへの行政処分の内容をまとめたものになります。特にですね県が所管する事業所としましては、グループホームふわふわ幸田というところがございまして、上から4番目になっておりますが、こちらについてはですね障害者総合支援法で最も重い行政処分であります、取り消しという処分にしております。他の県所管の12事業所につきましては、この一部効力停止としまして、3ヶ月から12ヶ月間の新規利用者の受け入れ停止としております。

その他、政令中核市が所管する事業所における処分内容は記載の通りとなっておりますが、代表としまして名古屋市所管では4事業所が、県の幸田と同じく取り消しとなっております。また、先の国の連座制の適用によりまして、左側の欄にあります更新年月日以降の運営が認められなくなりまして、例えば年内におきましては県所管でいきますとふわふわ西尾がですね、この連座制の適用により運営できなくなることとなります。

これらの取り消し等によりまして、運営が継続できない事業所につきましては、利用者が転居する必要が生じることが想定されます。まず、前提なのですが転居先の調整は事業者である株式会社恵の法律上の責務とされておりますが、利用者一人一人にサービスの支給決定を行っております市町村におきましても、利用者個人ごとの状況把握を行いまして、それに基づくサービス前の業務の見直しや、他の事業所等との連絡調整を行う相談支援事業所等と、改めて連携をしまして、調整を行っていただくこととなります。

次の 23 ページをご覧ください。当県におきましては相談支援事業というところに着目しまして、各市町村に通知を発出しております、その中で利用者の意向を丁寧に、先ほどの相談支援事業所等との連携を通じて、必要なサービスについて適切にご利用者が繋がっていくように要請を行っているところです。

次の 24 ページ、ご覧ください。真ん中、枠囲みの県の支援策としまして、市町村の相談支援体制を県としてバックアップするためですね、県が 11 の障害福祉圏域ごとに配置している圏域のアドバイザーを派遣することにより、支援決定を行った市町村及び、転居先等を調整する相談支援事業所を支援していく体制を整えて対応して参ります。

また県内のグループホームの空き状況を調査しまして、恵の利用者が県全体で 430 人ほどお見えになるのですが、県内に少なくとも 924 人分のグループホームでの受け皿、空き、受け入れ体制がですね、あることが確認されております。ただ実際の入居に当たりましては、入居者の方の障害の状況と、施設側の受け入れ体制とのマッチングなどの問題がございますので、単純に数字上の簡単なことではないと思いますが、まず前提となる数字的な部分については足りていることが確認はできております。また本結果につきましては利用者が転居を行う際の参考となりますよう市町村等へのですね、支援関係者、恵の利用者の方の支援関係者の方へ一旦配布させていただいております。

さらにですが同じ囲み枠のところなのですが、その障害の程度が重く転居先がない方につきましては春日井市内にある県の医療療育総合センターでの受け入れも検討している、調整させていただくということで、体制を整えている次第でございます。

このように県としましても、行政処分や事業者の都合で、利用者の方が行き場を失うことがないように、支援に万全を期していくとともに、このような事案の再発防止に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの (2) から (6) 5 件の報告事項、非常に多かった中身ですけれども、ご質問とかご意見がありましたらお願いをいたします。大石委員お願いします。

大石委員

教育委員会の方に質問ですけれども、19 ページの 3 の小中学校の特別支援学校の問題と、その次のページの特別支援学級の問題と、特別支援学校の看護師の配置の問題なのですが、なかなかその看護師さんが配置できないという条件があったりとかして、あと市町村によっては、訪問看護ステーションに、特別支援学級に看護師さんを一時的に来てくださるかというそういう事業が始まったところも全国的に何ヶ所も、愛知県内でもあるのですが、その市町村格差で、全くそういう事業をやっていない市町村もあったりとか、積極的に

やっている市町村もあつたりとかして、市町村格差が出ている中で、全国的にこの医療的ケア児に対する看護の支援っていうのが問題になっていましてお母さんが付き添えないということでもなかなか学校に行けないという子がいたりとかして、困っているわけで。先月の6月23日に日本医師会の代議員会がございまして、そこで三重県の代表の代議員の方が、特別支援学級とか、特別支援学校のお母さんがずっと付き添わなくてはならない現状をかんがみて、訪問看護ステーションが普通に行けるようにしてくださいと、日本医師会に要望しました。

どういうことかという、訪問看護っていうのは、自宅等でないといけないわけ。現住所が移ってないけども、グループホームにいますよっていうところとか、有料老人ホーム行っていますよっていうのは、訪問看護行けるわけですが、原則自体自宅にしか行けないわけですね。学校には行けない。だから訪問看護を市町村事業とか県の事業で学校に行ってもらっているこの事業があるわけですが、なおかつ、訪問看護は医療でいくか介護保険で行くかしかないんで、障害者の方については介護保険適用外ですので、医療でしか行かない。なぜ、障害者総合支援法があつて、障害福祉のサービス事業者が他にあるのに、訪問看護はそこに入っていないのかおかしいんじゃないかって議論があつて、学校等に訪問看護が行くのは、医療で行くのはちょっとおかしいので、障害者総合支援法で学校等に行くことを許可してくださいという要望を、三重県の代表の方があげたので、日本医師会でこれから検討が始まると思うんですね。

ただ日本医師会が言っただけでは変わらないので、ぜひ愛知県の方でも検討していただいて、国へ要望という形で。実態はここで困っているんで、今後ずっと県とか市町村の事業で、意欲ある都道府県と市町村の住んでる方だけに行けるけどもそうじゃないところは、ちょっと今の現状では駄目だということになってしまいますし、やっぱ使い勝手の問題からしても、行くのが当たり前だとなれば、いちいち学校長に根回しして何とか今度受け入れてくださいとかそういうこともしなくても良くなりますので、障害者総合支援法の中で、訪問看護ステーションが自宅以外の、除外規定として学校にも行けるといふように要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

鈴木会長

ありがとうございます。その他ご意見ありますでしょうか。手嶋委員お願いします。

手嶋委員

どこの担当だつていうことが見当たらないので、どこの担当ということをお話を進めさせていただきたいのですけども。

前回の協議会のときにも私が発言させていただいた、県の教育委員会の障害者の雇用率の未達成に関して、やはり県の自立支援協議会の委員として、大変耳の痛いお話だということとは重々承知しているのですけれども、見て見ないふりをし続けるというのは、この協議会

として余りにも良くないのではないのかなっていうのが、最初の私の意見です。

例えば、今回のご説明では特別支援教育課様のご説明をいただいているので当然教育委員会としての雇用率についてはご回答できないことは重々承知していますし、あとサポートデスクに係る課の方がご説明いただいたんですけども、これに関しても、民間事業者への支援というところで、なかなかお答えできない部分があることは重々承知しております。しかし、これだけ長年にわたって達成できないということに関しては、やはり何らかの課題があるのではないかなというふうに思うのが普通です。

ですので、やはりその課題を明らかにしていただきたいですし、毎年どのように努力がされて、どのように改善が図られているのかっていうところもある一定数値でこの協議会にご報告をいただくことが必要なのではないかなっていうのが、私の最後のご意見になります。

もし、今後、結果、いわゆる数値がどのように雇用率が推移しているのかっていうところを、モニタリングをいただきまして、ぜひ教育委員会ともご協力をいただきながら、改善が図られるまでご報告をいただけないかなということが私のお願いです。以上です。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。県の方で回答をお願いできるとありがたいですけれども。

障害福祉課 坂上課長

障害福祉課でございます。内容については、障害福祉課で答えられる内容ではないですけども、県の教育委員会の方ですね、総務課になるかと思えますけれども、そのことについてはですね、きちっとこの場で何かしら提供していただけるようにこれから調整して参りたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木会長

ありがとうございます。その他よろしかったでしょうか。内村委員申し上げます。

愛知県手をつなぐ育成会 内村委員

愛知県手をつなぐ育成会の内村です。19ページの3の(2)の高等学校の通級指導教室の設置拡大をするとあるのですが、どのように拡大されている、行かれるのでしょうか。これからはやはりこういう子たちがとても増えていくと思うので、特別支援学校とは違うこの通級指導教室がとても重要だと思いますので、どのような基準で増やしていかれるのか、質問です。

鈴木会長

事務局の方でご回答をお願いしますでしょうか。

特別支援教育課 成田指導主事

高校の通級指導教室につきましては、今お話があった通り生徒が入学してから設置する形ではありません。令和6年度は東浦高等学校に1校増えて、現在7校になっております。どういった基準か等、高等学校教育課が所管となりますが、必要がありましたら、確認させていただきたいと思います。

鈴木会長

よろしかったですか。はい、横関委員。

愛知県自閉症協会 横関委員

愛知県自閉症協会の横関と申します。お願いになるのですが、恵の件で、ふわふわの場合は、どこも引き取ってもらえない強度行動障害の方がたくさん入っていらっしゃる特に自閉症の方が多いです。親の方も、そこにしか入れないから入れたっていう方が大変多いんですね。その中で、移行していくってことに関して、当事者も保護者もやはり大変な不安を持っていると思いますので、どうかその当事者が、保護者が不安にならない、そういうものを見せていただきながら、推進していただけたらなと思いますので、その点どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。その他、よろしかったですでしょうか。

松下委員

2点だけ、話題提供です。これは共有しといた方がいいんじゃないかなってというのが1点と、それから問題提起です。

サービスの実施状況について、(1)でご報告いただいたところに繋がっていることなんですけれども、県内で総量規制を実施されている自治体があるかと思います。私の地元で豊橋でも実施をしていますけれども、県の協議会として、どのような状況なのかっていうことを、委員や関係者の皆さんで共有しとく必要はないだろうかというふうに思っています。

それはおそらく、サービスの実施者が特定の自治体の地域ですごく増えていっているからそういう規制をかけてるか、あとまた違う課題であるとか、そういったことも分析をしてく上では、委員の皆さん方と、それから県やアドバイザーの皆さん方も共有しとく必要があるかなというふうに思いますので、どんな形でご報告いただくのがいいのかっていうのは、またご検討いただければいいんですけどもサービス実施状況とあわせて、資料があると良いのではないかなというふうに思いますので、提案させていただきます。

もう1つはですね、最近フェイスブックであったりとか、インスタグラムであったりとか、広告で上がってきて大丈夫かなっていうふうに心配しているのが、障害福祉サービスに対する利用者紹介のフランチャイズ事業をやりませんかっていうような広告が上がり始め

ているんです。

具体的に言うと、例えば、グループホームに区分1の方をご紹介しますと、20万。区分6だと35万とか、具体的な金額も出てきています。ただそのスキームを見るとですね、相談支援事業所をしっかりと介して、紹介とかこういった事業者がいらっしゃいますよっていうふうにするスキームにはなっていないんです。これは大丈夫なのか、ということなんです。ちょっと県だけの話ではないので、全国的に問題にならないかっていうことを踏まえて、多分みんなでこの問題を共有しとく必要があるのではないかなと思いますので、これから先の課題として、問題提起をさせていただきたいと思います。以上です。

鈴木会長

松下委員ありがとうございます。時間も来ておりますけれども、他にはよろしかったでしょうか。ではすいません少し時間過ぎてしまって申し訳ないですけれども以上で本日の議事をすべて終了いたしました。以上をもちまして愛知県自立支援協議会を終わらせていただきたいと思います。この後は司会を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

山本課長補佐

鈴木会長、議事の取り回しどうもありがとうございました。また委員の皆様方には、長時間にわたり熱心なご協議をいただき、ありがとうございます。今回の議事録につきましては後日、委員の皆様方に送付し、ご確認いただきました後にホームページに掲載させていただく予定ですので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。以上をもちまして、2024年第1回愛知県障害者自立支援協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。